

令和5年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和6年2月29日

徳島市監査委員 尾田正則
同 藤原晃
同 須見矩明

環政発第71号

令和6年1月26日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 内藤 佐和子

令和5年度定期監査結果（令和5年12月1日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

環境部 環境政策課

<p>指摘事項</p>	<p>1 徴収事務委託について、告示及び公表ができていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務委託 契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで <p>地方自治法施行令第158条第2項により、使用料、手数料等の普通地方公共団体の歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないと定められているが、令和5年8月31日時点において告示及び公表ができていなかった。</p> <p>関係法令に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>徴収事務委託について、地方自治法施行令に基づく告示及び公表ができていなかった原因は、事務担当者による失念、確認不足によるものであり、直ちに、令和5年10月3日付けで告示及び公表を行い、是正しました。</p> <p>今後は、速やかに告示及び公表の適正な事務処理が行えるよう、複数職員におけるチェック体制の強化を図るとともに、今回の事例を周知徹底することにより、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

環境部 環境政策課

<p>指摘事項</p>	<p>2 業務委託の契約方法について、適正でないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年度廃蛍光管適正処理業務委託（単価契約） <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が規則で定める金額以下のもの）を適用して随意契約（以下「1号随契」という。）として2者による見積合わせを行っているが、1者が辞退したことにより、同項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）を適用して随意契約（以下「2号随契」という。）をしている。</p> <p>1号随契に該当するかの判断を行うにあたっての予定価格は、単価に予定数量を乗じた金額とすべきであることから、上記の契約については、予定価格が547,800円となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び徳島市契約規則第22条に定める50万円を超えており、1号随契とすることはできない。また、2者による見積合わせを実施していることから2号随契による競争入札に適さない契約とも考えられず、適正ではない。</p> <p>関係法令に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>令和5年度は、昨年度より回収量の増加を見込んで積算したところ、予算執行予定額が50万円を超えており、入札しなければならなかったにもかかわらず、昨年度の予算執行予定額が50万円未満であったことから、昨年度と同様に1号随契の事務処理を行ってしまったものです。</p> <p>今後は、今回の事例を共有し、地方自治法及び徳島市契約規則に基づき、適用基準額について十分注意し、適正な事務処理を行うよう周知徹底をします。</p> <p>また、担当者による点検等、チェック体制の強化を図るとともに、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

環境部 環境政策課

<p>指摘事項</p>	<p>3 行政財産の目的外使用許可において、使用開始までに使用許可手続が行われていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・電気通信線路設備・支線（ごみ集積場） <p>使用期間：令和5年8月1日から令和10年3月31日まで 使用許可：令和5年8月3日</p> <p>行政財産の目的外使用は、地方自治法第238条の4第7項の規定により、行政財産について「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」ものであり、公有財産規則第25条により使用許可の手続が定められているが、この手続が完了する前に使用期間が開始していた。</p> <p>公有財産規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>相手方からの申請が使用開始希望期間の前日であるが、使用許可の開始日は確認等事務処理後とすべきところを、誤って相手方の開始希望日としてしまったことによるものです。</p> <p>今後は、適正な事務処理を確認するよう周知徹底するとともに、決裁時のチェック体制の強化を図り、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

環境部 環境政策課

<p>指摘事項</p>	<p>4 普通財産の貸付の契約書において、遅延利息の利率に関する規定が適正でないものがあった。</p> <p>契約書の第4条に定める遅延利子の利率が「年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）」となっており、現行の公有財産規則第28条第1項及び附則第4項に定める割合に適合していなかった。</p> <p>公有財産規則に従い、適正な規定とすべきである。</p>
<p>措置状況</p>	<p>公有財産規則第28条第1項及び附則第4項に定める「遅延利息の割合の特例」に沿った記載ができていなかったものであり、確認不足によるものです。</p> <p>今後は、関係法令等に注意して、正しく記載を行うとともに、適正な事務処理を確認するよう周知徹底することにより、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

環境部 東部環境事業所業務課

<p>指摘事項</p>	<p>1 行政財産の目的外使用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・配電設備設置（東部環境事業所内） 使用期間 令和3年10月22日から令和8年3月31日まで・電気通信設備設置（東部環境事業所内） 使用期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで <p>行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項ただし書により、行政財産の使用の期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度内において、使用の開始後1月以内に使用料を徴収すると定められているが、令和5年度の使用料について、令和5年9月30日を納入の期限とし、相手方へ通知していた。</p> <p>行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に従い、当年度の使用開始日である令和5年4月1日から1月以内を納入の期限とすべきである。</p>
<p>措置状況</p>	<p>行政財産の目的外使用料徴収について、使用する年度の開始日から1月以内を納入の期限とするべきところ、期限の設定を誤った原因は、事務担当者の行政財産使用料の徴収に係る規則に関する認識不足によるものです。</p> <p>今後は、関係法令等に注意して、適正な事務処理を確認するよう周知徹底を行うとともに、決裁時のチェック体制の強化を図り、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

環境部 西部環境事業所業務課

<p>指摘事項</p>	<p>1 支出負担行為決裁において、会計管理者への協議ができていないものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none">・西部環境事業所排水処理施設維持管理業務委託 <p>予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項により、支出負担行為の決裁を受けるときは、副部長及び課長の専決事項とされた事項並びに会計管理者が協議を受ける必要がないと認める事項を除き、あらかじめ会計管理者に協議しなければならないと定められているが、当該予算執行伺書兼支出負担行為書が部長決裁であるにもかかわらず、会計管理者との協議が行われていなかった。</p> <p>予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>予算執行伺書兼支出負担行為書において、部長決裁であるにもかかわらず、会計管理者との協議が行われていなかった原因は、事務担当者や承認者、決裁者の予算の編成及び執行に関する規則についての認識不足によるものです。</p> <p>対象支出負担行為決裁については、速やかに協議を完了しました。</p> <p>今回の事例を共有するとともに、予算の編成及び執行に関する規則を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>今後は、関係法令等に注意して、適正な事務処理を確認するよう周知徹底を行うとともに、決裁時のチェック体制の強化を図り、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

環境部 西部環境事業所施設課

<p>指摘事項</p>	<p>1 予算執行伺書兼支出負担行為書の決裁権者が誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設修繕契約締結（予定価格 1,092,500 円） 外 3 件 <p>事務決裁規程別表第 2 の 3 の (1) 歳出予算の執行により、1 件の予定価格が 100 万円を超え 300 万円以下の修繕料の専決権者は副部長と定められているが、4 月から 8 月分の施設修繕決裁のうち、予定価格が 100 万円を超える 4 件が、課長決裁となっていた。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>支出負担行為額が 100 万円以下であったため、課長決裁と判断し、そのまま事務処理を行ったものであり、事務決裁規程に関する認識不足から生じたものです。</p> <p>当該「予算執行伺書兼支出負担行為書」の決裁区分を直ちに修正し、予定価格の金額に基づき、適正な決裁権者である、副部長まで押印を行い、意思決定を行いました。</p> <p>また、事務決裁規程第 5 条・別表第 2 の内容について、回覧をするとともに、課内会議の場においても所属長から口頭で注意喚起をするなど、周知徹底を図りました。</p> <p>今後は、事務決裁規程に基づき、適正な事務処理が行えるよう、決裁時のチェック体制の強化を図るとともに、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

環境部 西部環境事業所施設課

<p>指摘事項</p>	<p>2 委託料の支払日が契約書に定められた期日より遅いものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・エレベーター設備保守業務委託 <p>契約書の第5条では、委託料の適法な請求を受けたとき、当月分を翌月25日までに支払うものと規定されているが、4月から7月分の委託料は翌月26日以後に支払われていた。</p> <p>契約書の規定に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>支出命令書作成時に支払日を確認して「支払期限」を記載するべきところ、誤って記載せずに事務処理を行ったことによるものです。</p> <p>支出命令書に「支払期限」を明記し、契約書の規定どおりに事務処理が行えるよう実施します。</p> <p>また、契約書の内容を再度十分に確認するよう、各職員に対して周知徹底を図りました。</p> <p>今後は、契約書の規定に基づき、適正な事務処理が行えるよう周知徹底し、決裁時のチェック体制の強化を図るとともに、再発防止に努めます。</p>